

伊万里市インターンシップ実習実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市（以下「市」という。）が生徒及び学生（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図るために実施するインターンシップ実習（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）の学生等とする。

(実習期間)

第3条 実習期間は、原則として1週間以内とする。

(実習時間)

第4条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(受入手続)

第5条 学校は、学生等が実習を希望するときは、インターンシップ実習受入申請書（様式第1号）及びインターンシップ実習生調書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実習受入申請書及び実習生調書を受理し、実習の受入れを決定したときは、インターンシップ実習受入決定通知書（様式第3号）により学校に通知するものとする。

(実習生の身分及び賃金等)

第6条 市長は、実習の受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対し、市の職員としての身分を付与しない。

2 市長は、実習生に対し、賃金、報酬、手当及び旅費等を支給しない。

(遵守事項)

第7条 実習生は、実習期間中において、市の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念すること。
- (2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 実習中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。実習終了後においても同様とする。

(実習中における事故責任等)

第8条 学校及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険等に参加し、それを証明する書類の写しを市長に提出しなければならない。

- 2 市は、実習先での実習生の安全確保にあたることとし、学校及び実習生は、実習中及び実習先との往復途上における事故に関し、自らの責任において対応しなければならない。ただし、市に責任がある場合においては、この限りでない。
- 3 実習生が、実習期間において市又は第三者に損害を与えたときは、学校は実習生と連帯して、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

(誓約)

第9条 実習生は、前2条の規定を遵守するため、誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実習費用)

第10条 実習に要する費用は、無料とする。

(実習の中止)

第11条 市は、専ら市に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、学校に当該実習の中止を通知するものとする。この場合において、市は、当該実習の残余期間等を考慮するとともに、学校と協議のうえ、適切な善後処理策を講ずる

ものとする。

- 2 実習生が、第7条若しくは第8条の規定に違反した場合又は業務に支障を来たした場合は、直ちに実習を中止する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか実習の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。